平成２２年度　単価契約紀勢国道管内筆界杭設置及び図面修正業務特記仕様書

（適用範囲）

第１条　本特記仕様書は紀勢国道事務所（以下「甲」という。）の実施する「平成２２年度単価契約紀勢国道管内筆界杭設置及び図面修正業務」（以下「本業務」という。）に関する特記事項を示すものである。

本業務は、すべて契約書、設計図書、用地調査等共通仕様書及び本特記仕様書に基づき実施するものとする。

（主任担当者）

第２条　受注者は、主任担当者を契約締結後７日以内に発注者に通知しなければならない。

（作業計画書）

第３条　受注者は、作業開始時の業務打合せまでに作業計画書を作成し、契約締結後７日以内に監督職員に提出しなければならない。

（身分証明書の交付）

第４条　受注者は、身分証明書交付願(別紙様式１)を作成し、契約後７日以内に監督職員に提出し、身分証明書の交付を受けるものとする。

（業務内容）

第５条　本業務における業務内容は別紙１業務項目一覧表に示すとおりであり、発注書（別紙様式２）により発注するものとする。打合せについては発注単位毎に実施し、打合記録簿（別紙様式３）にまとめるものとする。作業完了後は、速やかに作業完了報告書（別紙様式４）により甲の主任監督員に報告し、検査を受けるものとする。

また、作業項目・数量等に変更が生じた場合は、その都度監督職員と協議し、監督職員の指示により業務を行うものとする。

（行政情報流出防止対策の強化）

第６条　受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。

２　受注者は、別紙２「業務委託等における行政情報流出防止対策の基本的事項」を遵守しなければならない。

３．発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行なう場合がある。

（個人情報の取り扱い）

第７条　受注者は、本業務の履行に当たって、別紙３に定める「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき実施しなければならない。

（支給貸与資料）

第８条　業務に必要な資料は、監督職員より支給貸与を受けるものとし、支給貸与された物品は汚損なく管理し、成果品納入時に併せて返還するものとする。なお、支給貸与品を破損又は紛失した場合は受注者の責任により復元するものとする。

（再委託）

第９条　契約書第６条に規定する「主たる部分」とは、下記に掲げるものとする。

１）　用地調査業務等における企画立案、業務遂行管理及び統括、調査等及び補償算定方法の決定

２　受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの軽微な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

３　受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託を行うときは、契約書第６条に基づき再委託の相手方の住所、氏名、業務の範囲、再委託の必要とする理由及び契約（予定）金額等を明記した書面を提出して発注者の承諾を得なければならない。

４　受注者は、筆界杭設置業務等を再委託に付する場合、本項各号について書面により再委託者との契約関係を明確にしておくとともに、再委託者に対して筆界杭設置業務等の実施について適切な指導、管理のもとに筆界杭設置業務等を実施しなければならない。

１）再委託の相手方の住所及び氏名並びに当該再委託者の相手方が行う業務の範囲

２）再委託の相手方が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときには、当該複数の段階の再委託の相手方住所及び氏名並びに当該複数の段階の再委託の相手がそれぞれ行う業務の範囲

なお、再委託者及び再々委託者は、国土交通省中部地方整備局の補償コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

（成果品）

第１０条　本業務における成果品は、各発注項目に応じて別紙４成果品一覧表のとおりとし、提出先は紀勢国道事務所用地課とする。

（ウィルスチェック）

第１１条　成果品の一部を磁気記憶媒体（光磁気記憶媒体を含む）で提出する場合は、コンピュータウィルスチェックを行い、媒体がウィルスに感染されていないことを確認し、かつウィルスチェック完了レポートを提出するものとする。

（見積方法等）

第１２条　基準単価見積方式によるものとし、基準単価（契約希望金額の１０５／１００に相当する金額）をもとに比例配分により、各単価を算出し、円未満端数切り捨て（ただし、当該算出された数値が１０円未満のときは、１０銭未満端数切り捨て）した上で、当該金額の１００分の１０５の金額を各契約単価とする。

（業務実績データの登録）

第１３条　受注者は、契約時、変更時及び業務完了時において契約金額（税込）１００万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき業務実績情報として「業務実績ﾃﾞｰﾀ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後１０日以内（土曜日、日曜日、祝日等を含まない。以下同じ。）に、登録内容の変更時は変更があった日から１０日以内に、完了時は業務完了後１０日以内に、また、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関から「登録完了のお知らせ」として、「登録内容確認書」が発行され、受注者がそれを入手した際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

２　予算決算及び会計令第85条の基準に基づく調査基準価格を下回る金額で落札した場合、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に業務実績情報を登録する際に業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で登録しなければならない。

（業務コスト調査について）

第１４条　予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は下記の事項に協力しなければならない。

①　受注者は、業務コスト調査に係る調査票等の作成を行い、業務完了日の翌日から起算して90日以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については別途監督職員から指示するものとする。

②　受注者は、提出された調査票等の内容を確認するため監督職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

（請負者の賠償責任）

第１５条　請負者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

一　契約書第３８条に規定する瑕疵責任に係る損害

二　請負者の責により損害が生じた場合

（その他）

第１６条　受注者は、この契約期間内に納入した作業の合計数量が、別紙１に定める予定数量に満たなくてもこれを理由に契約金額の変更はできない。

２　作業にあたり、隣接民地に立ち入る場合は十分に留意するものとし、万一問題が生じたときは、速やかに監督職員に連絡するものとする。

３　本特記仕様書に定めのない事項または疑義のあるときには、監督職員と協議して定めるものとする。

別紙１　業務項目一覧表

業種	種別　細別	単位	予定数量	内容	備考
業務打合せ	境界杭設置	業務	2	境界杭設置のみを発注するときの業務打合せ	原則として発注単位毎に必須
業務打合せ	図面修正	業務	12	図面修正のみを発注するときの業務打合せ	
業務打合せ	境界＋図面	業務	5	境界杭設置と図面修正をあわせて発注するときの業務打合せ	
境界杭設置	検測	本	33		
境界杭設置	補足多角	本	1		
境界杭設置	刻	本	3	設置位置の復元と刻の設置（刻印＋ペイント）	
境界杭設置	プラスティック杭	本	66	設置位置の復元とプラスティック杭の設置	（基準単価） 4.5cm×4.5cm×45cm
境界杭設置	木杭	本	1	設置位置の復元と木杭の設置	4.5cm×4.5cm×45cm
境界杭設置	ピン	本	24	設置位置の復元とピンの設置	L55 ベース付
境界杭設置	真鍮鋲	本	1	設置位置の復元と真鍮鋲の設置	φ8cm
境界杭設置	コンクリート杭	本	1	設置位置の復元とコンクリート杭の設置	12cm×12cm×90cm
図面修正	座標入力図化A	枚	1	図面修正のための座標入力図化及び図化作業	A･･･Ａ１図面全面に及ぶ修正 B･･･Ａ１図面約半分程度の修正 C･･･Ａ１図面約1/4程度の修正 D･･･Ａ１図面約1/8程度の修正
図面修正	座標入力図化B	枚	1	図面修正のための座標入力図化及び図化作業	
図面修正	座標入力図化C	枚	1	図面修正のための座標入力図化及び図化作業	
図面修正	座標入力図化D	枚	1	図面修正のための座標入力図化及び図化作業	
図面修正	面積計算A	枚	1	図面修正に伴う面積計算	
図面修正	面積計算B	枚	3	図面修正に伴う面積計算	
図面修正	面積計算C	枚	6	図面修正に伴う面積計算	
図面修正	面積計算D	枚	9	図面修正に伴う面積計算	
図面修正	実測平面図（原図）A	枚	8	実測平面図（原図）の修正	
図面修正	実測平面図（原図）B	枚	5	実測平面図（原図）の修正	
図面修正	実測平面図（原図）C	枚	5	実測平面図（原図）の修正	
図面修正	実測平面図（原図）D	枚	10	実測平面図（原図）の修正	
図面修正	実測平面図（写図）A	枚	1	実測平面図（写図）の修正	
図面修正	実測平面図（写図）B	枚	2	実測平面図（写図）の修正	
図面修正	実測平面図（写図）C	枚	3	実測平面図（写図）の修正	
図面修正	実測平面図（写図）D	枚	5	実測平面図（写図）の修正	
図面修正	用地管理図A	枚	1	用地管理図の修正	
図面修正	用地管理図B	枚	1	用地管理図の修正	

業種	種別　細別	単位	予定数量	内容	備考
図面修正	用地管理図Ｃ	枚	1	用地管理図の修正	Ａ･･･Ａ１図面全面に及ぶ修正 Ｂ･･･Ａ１図面約半分程度の修正 Ｃ･･･Ａ１図面約1/4程度の修正 Ｄ･･･Ａ１図面約1/8程度の修正
図面修正	用地管理図Ｄ	枚	1	用地管理図の修正	
図面修正	用地確定図Ａ	枚	5	用地確定図の修正	
図面修正	用地確定図Ｂ	枚	2	用地確定図の修正	
図面修正	用地確定図Ｃ	枚	1	用地確定図の修正	
図面修正	用地確定図Ｄ	枚	3	用地確定図の修正	

別紙２

業務委託等における行政情報流出防止対策の基本的事項

（関係法令等の遵守）

第１条　行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

第２条　受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

第３条　受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

２　受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

３　受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

（契約終了時等における行政情報の返却）

第４条　受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

（電子情報の管理体制の確保）

第５条　受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。

２　受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ　本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティー対策

ロ　電子情報の保存等に関するセキュリティー対策

ハ　電子情報を移送する際のセキュリティー対策

（電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保）

第６条　受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ　情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ　セキュリティー対策の施されていないパソコンの使用

ハ　セキュリティー対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ　セキュリティー機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ　情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

（事故の発生時の措置）

第７条　受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

２　この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

３　事故の発生が受注者に起因する場合には、受注者の費用をもって回復するものとする。

４　受注者に起因する情報流出事故により生じた第三者への損害の賠償については、受注者がその責めを負うものとする。

別紙３

個人情報の取扱いに関する特記事項

（基本的事項）

第１条　受注者は、本業務の履行にあたって取り扱うこととなる個人情報については、「不正アクセス行為の禁止に関する法律」（平成１１年法律第１２８号）、「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号）及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５８号）その他の関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

（用語の定義）

第２条　本特記事項において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、本業務の履行に当たって取扱うこととなるものをいう。

ただし、生存しない個人に関する情報であっても、その情報が同時に生存する遺族等の個人の情報である場合には個人情報に含まれるものとする。

２　本特記事項において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

３　本特記事項において「媒体」とは、書面、端末機器、サーバーに内蔵されているもの、その他個人情報が記録されている全てのものをいう。

（個人情報の取得）

第３条　受注者は、本業務を履行するために取得する個人情報については、本業務を履行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により取得しなければならない。

２　受注者は、本業務の履行に当たって、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

（秘密保持等）

第４条　受注者は、個人情報の秘密を保持しなければならない。ただし、発注者の指示又は承諾がある場合は、本人又は第三者に提供又は開示することができる。なお、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（目的外使用の禁止）

第５条　受注者は、個人情報を本業務の履行の目的以外に使用してはならない。なお、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（複製等の制限）

第６条　受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報を複製、送信、外部への送付又は持ち出しを行ってはならない。ただし、本業務の従事者が本業務の履行目的のため及び再委託等のために、必要最小限の範囲で行うときは、この限りでない。

（管理体制）

第７条　受注者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、その他必要な措置を講ずるものとする。

２　受注者は、本業務の実施に関する個人情報の取扱いについて、主任担当者を管理責任者として定め、適切な管理体制を確立するとともに、本業務の従事者に対し、個人情報の取扱いに関する必要な事項を周知し、適切に指示しなければならない。

３　受注者は、契約締結の日から１４日以内に、本業務の履行に伴う個人情報の取扱いについて

、前項に規定する管理責任者、管理体制、管理状況の検査体制、個人情報が記録された媒体の保有期間及び消去又は廃棄の方法について、個人情報に関する管理体制報告書（別記様式１）及び業務従事者報告書（別記様式２）を作成し、発注者に提出しなければならない。

４　発注者は、前項の管理体制報告書が個人情報の適切な管理のために不十分であると認めるときは、受注者に対し、その改善を求めることができる。

５　発注者は、受注者の個人情報の管理状況について、必要に応じて報告を求め、又は立会の上確認することができる。

（返還等）

第８条　受注者は、本業務の履行のために発注者から貸与された個人情報が記録された媒体を、本業務終了後直ちに発注者に返還するものとする。

２　受注者は、本業務の履行のために取得又は作成した個人情報が記録された媒体を、本業務終了後、直ちに、復元又は判読が不可能な方法により、責任をもって消去するものとする。

ただし、前条第３項に規定する管理体制報告書において本業務終了後も一定期間保有する必要があるとされている場合はこの限りではない。

（再委託等の条件）

第９条　受注者は、発注者の承諾を得て本業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、個人情報の適切な管理能力がある者を選定するとともに、委託先又は請負先における個人情報の適正な取扱いを確保しなければならない。

ただし、発注者の承諾を必要としない軽微な業務を、第三者に委任又は請負わせる場合については、個人情報の取扱いに関する適切な指示を行うとともに、受注者の責任において適切に対応しなければならない。

２　本業務を第三者に委任し、又は請負わせる場合においても、受注者は本特記事項に基づく義務を遵守しなければならない。

（漏えい等の発生時における対応）

第１０条　受注者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損等の事案が発生したときは、直ちに発注者に報告を行い、その指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

なお、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の解除）

第１１条　発注者は、受注者がこの特記事項に違反した場合は、契約書第３４条第１項に基づき、契約を解除することができる。ただし、受注者に重大な過失があると認められないときは、この限りではない。

別記様式１

平成　　年　　月　　日

殿

受注者　住　所

氏　名　　印

個人情報に関する管理体制報告書

業務の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成　　年　　月　　日付けで契約締結した上記業務における個人情報に関する管理体制について、下記のとおり報告します。

区　　分	措　　置　　内　　容
管理責任者	
管理体制	
管理状況の検査体制	
成果資料の検査体制	
廃棄の方法	

別記様式２

平成　　年　　月　　日

殿

受注者　住　所

氏　名　　印

個人情報に関する業務従事者報告書

業務の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成　　年　　月　　日付けで契約締結した上記業務における個人情報に関する業務従事者について、下記のとおり報告します。

氏　　名	役　　職	氏　　名	役　　職

別紙４　成果品一覧表

業　　務	成果品の名称	提出部数	様式等	提出期日	備考
契約関係書類	主任担当者通知書	3	契約書　様式第1号	契約締結後7日以内	
	照査技術者通知書	3	契約書　様式第2号	契約締結後7日以内	
	業務完了報告書	3	契約書　様式第3号	契約締結後7日以内	
	身分証明書交付願	1	特記仕様書　別紙様式1	契約締結後7日以内	
	個人情報に関する管理体制報告書	1	個人情報の取扱いに関する特記事項　別記様式1	契約締結後14日以内	
	個人情報に関する業務従事者報告書	1	個人情報の取扱いに関する特記事項　別記様式2	契約締結後14日以内	
	作業完了報告書	1	特記仕様書　別紙様式4	作業完了時	
	その他発注者が必要と認めたもの	1	別途指示	指定期日まで	
業務打合せ	打合せ記録簿	2	特記仕様書　別紙様式3	作業完了時	
	その他監督職員が指示したもの		別途指示	指定期日まで	
境界杭設置	観測手簿	2		作業完了時	
	設置杭の位置図及び写真	2		作業完了時	
	その他監督職員が指示したもの		別途指示	指定期日まで	
図面修正	面積計算書(面積計算業務のみ)	2		作業完了時	面積計算は座標法によること
	修正図面	2	ポリエステルシート 規格(0.9m×20m#300)	作業完了時	元図面と併せて提出すること
	その他監督職員が指示したもの		別途指示	指定期日まで	

別紙様式１

平成　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局　　殿

受注者
住所
氏名

身分証明書交付願

業務の名称　平成　　年度　　業務

平成　　年　　月　　日付けで締結した上記業務の履行に伴い、下記の者が業務に従事するので、別添のとおり身分証明書を交付願います。

記

履行期間：平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日

番号	役　職	氏　名	年齢	番号	役　職	氏　名	年齢

別紙様式2

No.

殿

発注官　紀勢国道事務所

発　注　書

下記のとおり発注します。

履行期限

件　名

工　種	細　別	単位	数量	単　価	金　額
業務打ち合わせ	筆界杭設置	業務			
	図面修正	業務			
	筆界杭設置＋図面修正	業務			
筆界杭設置	検測	本			
	補足多角	本			
	刻	本			
	プラスチック杭	本			
	木杭	本			
	ピン	本			
	真鍮鋲	本			
	コンクリート杭	本			
旅費交通費	ライトバン運転費（２Ｈ）	業務			
	ライトバン運転費（４Ｈ）	業務			
図面修正	座標入力図化Ａ	枚			
	座標入力図化Ｂ	枚			
	座標入力図化Ｃ	枚			
	座標入力図化Ｄ	枚			
	面積計算Ａ	枚			
	面積計算Ｂ	枚			
	面積計算Ｃ	枚			
	面積計算Ｄ	枚			
	実測平面図原図Ａ	枚			
	実測平面図原図Ｂ	枚			
	実測平面図原図Ｃ	枚			
	実測平面図原図Ｄ	枚			
	実測平面図写図Ａ	枚			
	実測平面図写図Ｂ	枚			
	実測平面図写図Ｃ	枚			
	実測平面図写図Ｄ	枚			
	用地管理図Ａ	枚			
	用地管理図Ｂ	枚			
	用地管理図Ｃ	枚			
	用地管理図Ｄ	枚			
	用地確定図Ａ	枚			
	用地確定図Ｂ	枚			
	用地確定図Ｃ	枚			
	用地確定図Ｄ	枚			
合　計					

別紙様式３

打合記録簿

第　回			
打合せ日時 場所		打合せ方式	会議 ・ 電話
発注機関	紀勢国道事務所	受注者	
業務の名称			
調査等の箇所			
出席者	発注者		
	受注者		

総括監督員	主任監督員	監督員	担当者	主任担当者	担当者

別紙様式４

平成　　年　　月　　日

紀勢国道事務所
用地課長　　殿

作　業　完　了　報　告　書

平成　　年　　月　　日付　No.　で指示された下記の作業が完了したので報告します。

件　名

履　行　期　限

工　　種	細　　別	単位	数量	単　価	金　　額
業務打ち合わせ	筆界杭設置	業務			
	図面修正	業務			
	筆界杭設置＋図面修正	業務			
筆界杭設置	検測	本			
	補足多角	本			
	刻	本			
	プラスチック杭	本			
	木杭	本			
	ピン	本			
	真鍮鋲	本			
	コンクリート杭	本			
旅費交通費	ライトバン運転費（２Ｈ）	業務			
	ライトバン運転費（４Ｈ）	業務			
図面修正	座標入力図化Ａ	枚			
	座標入力図化Ｂ	枚			
	座標入力図化Ｃ	枚			
	座標入力図化Ｄ	枚			
	面積計算Ａ	枚			
	面積計算Ｂ	枚			
	面積計算Ｃ	枚			
	面積計算Ｄ	枚			
	実測平面図原図Ａ	枚			
	実測平面図原図Ｂ	枚			
	実測平面図原図Ｃ	枚			
	実測平面図原図Ｄ	枚			
	実測平面図写図Ａ	枚			
	実測平面図写図Ｂ	枚			
	実測平面図写図Ｃ	枚			
	実測平面図写図Ｄ	枚			
	用地管理図Ａ	枚			
	用地管理図Ｂ	枚			
	用地管理図Ｃ	枚			
	用地管理図Ｄ	枚			
	用地確定図Ａ	枚			
	用地確定図Ｂ	枚			
	用地確定図Ｃ	枚			
	用地確定図Ｄ	枚			
合　　計					

支出科目

担当員	主務	検収年月日

上記のとおり検収・受領する。
検収官　紀勢国道事務所
　　用地課長